明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(9)　同行援護に係る支給決定を受けた者（(2)から(8)までに掲げる者のうち次の(一)及び(二)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一)　(二)に掲げる者以外のもの	一二、七三〇単位
(二)　共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）	三、四九〇単位

ロ　イに該当しない者　イの(1)から(9)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイの(1)から(9)までに掲げる単位数

ハ　次の(1)から(3)までに掲げる場合に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる割合を乗じて得た割合

(1)　当該市町村が別表第一の上欄に掲げる地域区分に該当する場合　当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

(2)　当該市町村における年間支給決定者合計数（三月から翌年二月までを一年度とする当該年度において居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」という。）に係る支給決定を行った者の合計数をいう。以下同じ。）が別表第二の上欄に掲げる年間支給決定者合計数に該当する場合（(3)に該当する場合を除く。）　別表第二の上欄に掲げる当該年間支給決定者合計数及び同表の中欄に掲げる重度率（居宅介護等に係る支給決定を受けた者の合計数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる割合

(3)　当該市町村における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が一以上であって、かつ、当該市町村における重度率が百分の五以上である場合　百分の百五

ニ　当該年度の七月に受けた居宅介護等に係る法第十九条第一項に規定する介護給付費等の額を当該居宅介護等に係る法第二十九条第三項第一号に規定する額で除して得た割合

別表第一

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千百二十
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十六
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千六十

リ　同行援護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち次の(1)及び(2)に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。）　次の(1)及び(2)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に掲げる単位数

(1)　(2)に掲げる者以外のもの	一二、五五〇単位
(2)　共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）	三、四四〇単位

（新設）

（新設）

（新設）

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千百八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六